

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年12月28日

【会社名】 カワセコンピュータサプライ株式会社

【英訳名】 KAWASE COMPUTER SUPPLIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 瀬 康 平

【最高財務責任者の役職氏名】 最高財務責任者 梶 山 伸 夫
兼総務部長

【本店の所在の場所】 大阪府中央区今橋二丁目4番10号 大広今橋ビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
カワセコンピュータサプライ株式会社東京支店
(東京都中央区銀座六丁目16番12号丸高ビル4階)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出いたしました第58期（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

3 評価結果に関する事項

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成28年3月期第2四半期の決算手続において、営業取引の一部に不明瞭な取引が発覚し、当社と利害関係を有しない社外の専門家で構成される第三者委員会を設置し、調査を行った結果、架空取引による不適切な売上高及び仕入高が判明いたしました。このため、平成27年12月16日付で、平成23年3月期から平成27年3月期までの有価証券報告書及び平成23年3月期の第2四半期から平成28年3月期の第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

かかる不適切な会計処理が行われた主な原因は、以下のとおりと認識しております。

- (1) 売上唯一主義の風潮
- (2) コンプライアンス遵守に対する意識の欠如
- (3) モニタリング体制の脆弱性
- (4) 業務プロセスに係る内部統制の形骸化
 - 受注承認・売上承認の形骸化と網羅性の欠如
 - 外注先への発注手続の形骸化
 - 入金承認業務の形骸化

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当するものと判断いたしました。

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の不備を改善するため、以下の是正処置を実施してまいります。

(1)売上唯一主義の是正

売上及び収益性を総合的に評価する体制に是正

(2)コンプライアンス遵守に対する意識の向上

不正取引に一切関与しない旨の宣言

財務報告に関する基本方針の全役職員への周知徹底

全役職員に対するコンプライアンス研修の実施

(3)日常的モニタリング体制の強化

社長直轄の業務管理部の設置

取引先通報窓口の設置

(4)業務プロセスに係る内部統制の強化

受注・売上承認時の取引関連証憑の入手及び証憑確認後の承認の徹底

外注先への発注時の選定方法の厳格化及び購買業務規程の見直し

入金承認業務の強化及び販売先と入金先が異なる場合の事前承認手続の徹底

なお、当事業年度末日時点において開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、第三者委員会の調査等によって特定され、すべて訂正後の財務諸表に反映しております。